



ストップ・ザ・違法車両！

～特殊車両・過積載の取り締まりを実施しました～

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所・小出警察署による合同取り締まりを実施しました。

取り締まり実施結果

取締日時：平成25年7月10日(水) 10:00～12:00

取締場所：国道17号 堀之内除雪ステーション(魚沼市新道島地先)

取締結果：取締車両数：12台 うち違反指導を行った車両：7台

<違反指導を行った内訳>

●道路法取り締まり

- ・特殊車両通行許可無し 1台
- ・特殊車両通行許可証の経路違反 2台
- ・特殊車両通行許可証の連結車違反 1台
- ・特殊車両通行許可証の総重量違反 1台
- ・特殊車両通行許可証の通行条件違反 1台

●道路交通法取り締まり

- ・過積載違反 1台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心掛けなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

お問い合わせ先：国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 五十嵐 伸夫 [電話] 0258-36-4551 (内線431)

[FAX] 0258-33-7566

小出維持出張所長 吉田 健一 [電話] 025-792-0839

[FAX] 025-792-6040

新潟県 小出警察署

交通課長 小杉 敦秀 [電話] 025-793-0110

ふるさとのぬくもり伝える道づくり

長岡国道事務所

〒940-8512 長岡市中沢4-430-1
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/index.html>

ちよこく 検索



ちよこく携帯版



【取締実施状況】



重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の2割超過(12t)

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!

損傷(鋼材破断)の事例ー(国道23号 木曾川大橋)

下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。